

# 宋代における西アジア商人 ——「蕃客」について

百田篤弘

はじめに

筆者は、当研究所紀要第二十五号、第二十七号、第二十九号において、中国および東南アジア等の地域における西アジア商人の活動について考察した。

紀要二十五号の「中国における西アジア商人——『蕃客』『船主』をめぐって」では、「蕃客」と「船主」が、いずれも中国が国家として正式に対応した商人であり、宋代以降は多くがアラブのイスラーム商人であったことを考察した。同二十七号の「東南アジアにおける西アジア商人の活動について（十～十一世紀を中心に）」では、十～十一世紀頃に、複数の西アジア商人が、東南アジア地域の複数の国々からの、中国への朝貢使節を務めるなど、西アジア商人の東南アジア地域への進出が極めて積極的であったことを論じた。同二十九号の「宋代における西アジア商人の活動——『船主』から『綱首』へ」では、西アジア商人が、中国において商人としての公的な地位を獲得し、商人としての活動内容を充実させていった過程を考察した。<sup>①</sup>

本稿では、紀要二十五号で論じた「蕃客」に再度注目する。蕃客の語は、早くは六世紀の北魏の記録に見えるが、唐代の記録には、中国に朝貢に訪れた西域地方の国である于闐国の国王が「西蕃客」と記録された例がある。単に「蕃客」とするのではなく、西方の意味を加えて「西蕃客」としたこの表記は、蕃客の語が、この時代にはまだ独立した言葉として定着していなかったことを示唆しているように思われる。

いっぽう、紀要二十五号で論じたとおり、蕃客は中国においては国家の正式の客人として遇されていた。宋代には、その多くをアラブのイスラーム商人が占めるようになっていたが、中国以外の、南インドのキーロン地方に数多く住んでいたアラブ商人までも「蕃客」と呼んだ記録があり、この頃には、本国である西アジア地域を離れて、海外に居住するようになったアラブ商人をさす固有の言葉として、「蕃客」の語が一人歩きしはじめている感がある。

本稿では、蕃客の語の歴史の変遷をたどりつつ、蕃客の語が、宋代中国におけるアラブのイスラーム商人に対する固有の呼称となっていた可能性について考察してみたい。

## 一 「西蕃客」について

唐代の唐道世が著した『法苑珠林』（総章元年（六六八）成立）には、次のように見える。

唐封元則は、渤海の長河の人なり。顕慶中に至り、光祿寺太官と為り、膳を掌る。時に西蕃客于闐王有りて来朝す。

すなわち、唐封元則という渤海国の長河出身の人物が、顕慶年間（六五六～六六二）に光祿寺の太官となり、膳すなわち食膳を掌ることになった。その頃に、西方からの蕃客として、西域の仏教国であった于闐国の国王が来朝した、

というものである。

蕃客の語そのものは、紀要二十五号で考察したとおり、『魏書』食貨志に正光年間（五二〇～五二四）ののちのこととして、「蕃客」に中国政府から食料が支給されている記録が見えるし、『隋書』刑法志には、政府が外国からの客をもてなす機関として「蕃客館」の名が見え、蕃客は、中国政府が公式に対応する外国からの賓客の意として、六世紀にはすでに独立した用語として成立していた。

それにもかかわらず、于闐国の国王が、単に「蕃客」と呼ばれるのではなく、西方を意味する西の字を付して「西蕃客」と呼ばれているのは、蕃客の語が、必ずしも独立した語として定着していなかったことを示唆しているように思われる。

ちなみに、『旧唐書』徳宗紀上には、

永泰より已来、或いは四方より奏するに、未だ遣いせざる者、或いは書を上らせて事を言すに、旨に忤う者、及びに、蕃客にして未だ報ぜざる者を計るに、常に数百人なり。<sup>5)</sup>

と見え、永泰年間（七六五～七六六）よりのちの八世紀後半頃には、一定数の蕃客が中国に滞在していた様子が窺われる。また、紀要二十五号で引用したとおり、文宗の「太和八年（八三四）疾愈德音」は、嶺南（広東省など、福建、揚州に蕃客がいたことを伝えており、中国南方地域の広い範囲にわたって蕃客が居住していたことがわかる。この頃には蕃客の語は、より広く定着していたかもしれない。

ともあれ、『法苑珠林』が伝えるように、顕慶年間（六五六～六六一）に中国を訪れた于闐国王が「西蕃客」と記録されて以後は、紀要二十五号で見たとおり、蕃客は単に「蕃客」と記されるのみであり、「西蕃客」のような用例は

見いだせないようである。

## 二 インド滞在の「蕃客」について

さて、紀要二十五号で考察したとおり、宋代史料に見える蕃客は、『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷を見る限り、国名がわかる例は六例が知られ、すべて大食の人、すなわちアラブのイスラーム商人であった。<sup>(7)</sup> 彼らは富裕であったことから、中国政府に重視され、皇帝が直接引見し、中国政府が国家として正式に対応した人々であった。

ところで、紀要二十五号ですで見たとおり、南宋に入った十二世紀後半に成立した周去非の『嶺外代答』は、故臨国の条において、次のように伝えていた。

其の国、大食国の蕃客有りて、寄居するもの甚だ多し。<sup>(8)</sup>

故臨国というのは南インドのキーロンのことである。当時この地は、アラブなどの西アジア地域と中国を結ぶ、東西海上交易における重要な都市であった。そこに、大食国の蕃客、すなわちアラブのイスラーム商人が大勢居住している、というものである。

中国における蕃客は、中国政府が正式に賓客として対応した外国商人であったが、南インドのキーロンにいたイスラーム商人をさしている蕃客は、中国政府の賓客としての蕃客とは意味合いがやや異なるように思われる。

紀要二十五号においては、蕃客は「故臨で国家の公式の客として遇されたかどうかはわからない」が、「富裕な豪商であり、中国でならば国家の客としてもてなすべき外国人という意味で蕃客の語が用いられたのではないか」と推察した。<sup>(9)</sup>

しかし、紀要二十五号以来考察してきたように、「蕃客」の語は、隋代の頃までには、中国政府が正式に対応する外国からの賓客を意味する言葉として成立し、宋代に至って、おもにアラブのイスラーム商人をさす言葉として定着したと考えてよさそうである。宋代にも于闐国の使節などが来ているが、「蕃客」とは呼ばれていないのである。

その流れから考えると、『嶺外代答』が著された南宋の時代には、蕃客は、おもに「アラブのイスラーム商人」を意味する言葉として広く認識されるようになり、中国に滞在しているイスラーム商人だけではなく、南インドのキロンに滞在するイスラーム商人までも「蕃客」と呼ぶようになったのではないかと思われるのである。

なお、朱彥が宣和元年（一一一九）に著した『萍洲可談』は、「蕃人」について次のように述べている。

蕃人、衣装は華と異なるも、飲食は華と同じくす。或いは云う、其れより先、波巡（悪魔、悪者）は嘗て瞿曇氏（釈迦如来）に事<sup>つか</sup>えて戒を受け、諸肉を食することなし。今に至りては、蕃人、但猪肉を食せざるのみ。<sup>10</sup>

広州にあった「蕃坊」にいた「蕃人」は、かつては仏教徒として受戒していたので、肉食そのものを絶っていたが、今は「猪肉」すなわち豚肉だけを食べない、というものである。その食習慣から、この当時の広州の「蕃人」はイスラーム教徒が大勢を占めるようになっていたようである。この記録は、一般に「蕃客」がアラブのイスラーム商人をさす言葉として認識されるようになっていたことを暗に物語るようにも受け取れる。

### 三 「舶主」と「蕃客」の時代的変遷

すでに紀要二十五号で考察したように、舶主は、字義からすれば船舶の所有者であるが、唐代に至って、ペルシア人が大勢を占めるようになったことから、ペルシア人の意味をあわせ持つようになった。

その経過を再度たどると、『出三蔵記集』、『比丘尼伝』に見たように、五世紀の記録に見える船主は、天竺、すなわちインド人であり、師子国すなわちスリランカ人らしい人物であった<sup>(12)</sup>。

隋代になった『衆経目録』には、仏典の訳者として、劉宋(四二〇～四七九)の時代の竺難提というインド系の名前の船主が記録され、吉蔵(五四九～六三三)の『三論玄義』には、摩訶提婆というやはりインド系の名前を持った子をもつ船主のことが記されていて、当時の船主にはインド系と目される人物が多く、この時代、船主の語には、ペルシア系の人物と関係するような事例は見出せないようである。

唐代に至って、ペルシア人が船主の主流となつたらしく、唐代の入竺僧である義浄は、七世紀後半に、広州から「波斯船主」すなわちペルシア人船主の船で南海方面に向かつている<sup>(15)</sup>。

元稹(七七九～八三二)の詩「和楽天送客遊嶺南二十韻」(楽天と客を送りて嶺南に遊ぶ二十韻)に見える「南方にては、波斯を呼びて船主と為す<sup>(16)</sup>」や、唐代の人である段成式が撰した『酉陽雜俎』に、船主がペルシア人であることを示す記述のように<sup>(17)</sup>、この時代には船主の語そのものに、ペルシア人の意が加味されることとなつた。さらに、宋代以降はアラブのイスラーム商人と関係の深い言葉となつている<sup>(18)</sup>。

蕃客においても、同様のことが起こっていたのではないかと思われる。紀要二十五号で見たように、唐代の大暦七年(七七二)に中国の役人の馬を奪つた蕃客のことが記録されていたが、この人物は「迴紇」すなわちウイグル人の蕃客であつたし、顕慶年間(六五六～六六一)に中国を訪れていた「西蕃客」も、西域の于闐国の国王であつて、ペルシアやアラブなどの西アジア方面からの来訪者ではない。

その後、アラブのイスラーム商人の来訪が増えるにしたがつて、イスラーム商人が蕃客と呼ばれる事例が多くなり、宋代には「船主」を冠された国名のわかる人物が全てアラブあるいはアラブ方面の人と考えられたのと同じように、宋代に中国にいた国名のわかる「蕃客」も全てがアラブ人であつた。

このように、「船主」も「蕃客」も、宋代においてはアラブのイスラーム商人をさすことが大勢となり、中国以外の南インドのキーロンに居住していたイスラーム商人までも「蕃客」と呼ぶに至った、と考えて差し支えないように思われる。

### むすび

中国においては、唐代、宋代と、時代が進むにしたがって、ペルシア、あるいはアラブのイスラーム商人の来訪者が増え、それにしたがって、「船主」「蕃客」も、本来の意味や、言葉が成立した当初の内容にズレが生じ、実際の用例に引きずられるようにして、意味や指示する対象に変化が生じたようである。

ともあれ、西アジア商人の中国進出は極めて積極的であり、紀要二十七号で考察したように、宋代においては、東南アジア諸国から中国への公式の使節である朝貢使節の中樞さえも、複数の西アジア人がたびたび占めていたほどで、その東洋進出へのエネルギーの大きさには驚くばかりである。

中国が国家として正式に対応する外国からの賓客の呼称であった「蕃客」の語が、宋代に至ってアラブのイスラーム商人を指す呼称に特化し、海外に居住するアラブのイスラーム商人までが「蕃客」と呼ばれるに至る過程は、「船主」の語の用例の変遷とあわせ、イスラーム商人の活動の活発さを知る上で、注目してよいことごとらと思われる。

### 注

(1) 「中国における西アジア商人——『蕃客』『船主』をめぐって」『東洋哲学研究所紀要』第二十五号 二〇〇九、「東南アジアにおける西アジア商人の活動について（十～十一世紀を中心に）」同 第二十七号 二〇一一、「宋代における西アジア商人の活動——『船主』から『綱首』へ」同 第二十九号 二〇一四

(2) 唐封元則。渤海長河人也。至顯慶中爲光祿寺太官掌膳。時有西蕃客于闐王來朝。(T53: 821b29-c1)

(3) 『魏書』(全八冊 中華書局 北京 一九七四) 食貨志(第八冊 二八六〇～二八六一頁)

正光の後、四方、多事にして、加えるに水旱を以てす。国用不足し、預め天下六年の祖調を折いて之を徵す。(中略) 有司、又内外百官及び諸蕃客に奏して稟食及び肉を悉く二分して一を減ず。

(4) 『隋書』(全六冊 中華書局 北京 一九七三) 刑法志(第三冊 七二五～七二六頁)

正光後、四方多事、加以水旱、國用不足、預折天下六年祖調而徵之。(中略) 有司又奏内外百官及諸蕃客稟食及肉悉二分減一仁壽中、法を用いるに益峻く、帝、既に喜怒恒ならず、復た科律に依準せず。時に楊素、正に委任さる。(中略) 素、鴻臚少卿の陳延に不平あり。蕃客館を経るに、庭中に馬屎有り。又庶僕、輿上にて糞蒲(賭博)の意す。旋りて以て帝に白う。帝、大いに怒りて曰く「主客(外国のことを司る官)、庭内を灑掃せざらしめ、掌固(官職の一つ)、私戯を以て官輿を汚敗す。罪状、何ぞ以て此に加えん」。

仁壽中、用法益峻、帝既喜怒不恒、不復依準科律。時楊素正被委任。(中略) 素於鴻臚少卿陳延不平、經蕃客館、庭中有馬屎、又庶僕輿上糞蒲。旋以白帝、帝大怒曰…「主客令不灑掃庭内、掌固以私戯汚敗官輿罪状何以加此。」

(5) 『旧唐書』(全一六冊 中華書局 上海 一九八六) 德宗紀上(第二冊 三二二頁)

自永泰已來、或四方奏計未遣者、或上書言事忤旨者、及蕃客未報者、常數百人

(6) 『全唐文』(全一一冊 中華書局 北京 一九八七) 卷七五「太和八年疾愈德音」(第一冊 七八五頁上下)

南海の蕃船、本より化を慕うを以て来れり。固より在に接すに恩仁を以てし、使、其れ感悦す。比年長吏、多く徵求に務め、嗟怨の聲、殊俗(異国の意)に達るを聞くが如し。(中略) 遠人未だ安んぜず、率税猶お重きことを深慮す。矜恤(哀れみ思む意)有らんことを思うに、綏懷(安んじ懐かせる意)を示すを以てす。其れ嶺南・福建及び揚州の蕃客、宜しく節度觀察使に委ね、常に存問(慰問の意)を加え、船舶・収市・進奉を除く外、其れ来往通流せしめ、自ら交易を爲すに任せ、率税を重加することを得ざらしむべし。

南海蕃船。本以慕化而來。固在接以恩仁。使其感悦。如聞比年長吏。多務徵求。嗟怨之聲。達於殊俗。(中略) 深慮遠人未安。率税猶重。思有矜恤。以示綏懷。其嶺南福建及揚州蕃客。宜委節度觀察使常加存問。除船舶収市進奉外。任其来往通流。自爲交易。不得重加率税。

(7) 『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷に見える例を年代順に列挙すると、以下の通り。

○「咸平二年(九九九)」大食國蕃客蒲押提黎、其の判官文戌を遣わし来貢す。「咸平二年」大食國蕃客蒲押提黎遣其判官

文成來貢」『宋会要輯稿』(全八冊 中華書局 北京 一九九七) 蕃夷七之一四(第八冊 七八四六頁下)

○「景德元年(一〇〇四)」其の秋、蕃客蒲加心至る。「景德元年」其秋、蕃客蒲加心至。」『宋史』(全四〇冊 中華書局 上海 一九七七) 大食國伝(第四〇冊 一四二一〇頁)

○「大中祥符元年(一〇〇八)」大食蕃客李麻勿、玉圭長三尺二寸を献ず。「大中祥符元年」大食蕃客李麻勿獻玉圭長尺二寸」『宋会要輯稿』蕃夷七之一七(第八冊 七八四八頁上)

○「大中祥符九年(一〇一六)」十一月、大食蕃客截沙蒲黎、金錢銀錢各千文を以て來貢し、且つ天顔を朝拜することを求む。詔して、内侍省に入らしめ、崇政殿に引対し、其の直を優給(手厚く待遇する意)して、之を遣わす。「大中祥符九年」十一月大食蕃客截沙蒲黎以金錢銀錢各千文來貢且求朝拜天顔詔入内侍省引對崇政殿優給其直遣之」『宋会要輯稿』蕃夷四之九一(第八冊 七七五九頁上)

○「天禧元年(一〇一七)」六月、大食國蕃客麻思利等に詔し、物色(物産と税)に回示(回答)するに、縁路商税の半を免ぜしむ。「天禧元年六月詔大食國蕃客麻思利等回示物色免縁路商税之半」『宋会要輯稿』蕃夷四之九一(第八冊 七七五九頁上)

○「紹興六年(一一三六)」提舉福建路市舶司言うに、大食蕃客蒲囉辛の状に、本蕃は乳香を産するに係り、自ら蕃に就かんとして船一隻を造り、広載し、迤邐(連なり続く意)して泉州市舶に入れり。進奉(献上の意)し、抽解(徵税)され、綱首に比附(同等の処遇を受ける意)されんことを乞うと。「紹興六年」提舉福建路市舶司言大食蕃客蒲囉辛状本蕃係出產乳香自就蕃造船一隻廣載迤邐入泉州市舶進奉抽解乞比附綱首」『宋会要輯稿』蕃夷七之四六(第八冊 七八六二頁下)

(8) 『嶺外代答』卷二 故臨国の条(『景印 文淵閣四庫全書』(全一五〇〇冊 台湾商務印書館 台北 一九八六) 五八九卷四〇九頁上)

其國有大食國蕃客寄居甚多

(9) 注1前掲 紀要二十五号 一三〇一四頁

(10) 前掲『四庫全書』一〇三八卷 二九〇頁上下

蕃人衣裝與華異飲食與華同或云其先波巡嘗事瞿曇氏受戒勿食諸肉至今蕃人但不食猪肉而已

(11) 『出三藏記集』卷第十四 仏大跋陀伝(『Z5.10a4-6』)

義熙八年(四一一)を以て、遂に荊州に適く。外國船主に遇い、既に訊訪す。果して是れ天竺の五船にして先に見る所の者也。以義熙八年。遂適荊州。遇外國船主。既而訊訪。果是天竺五船先所見者也。

(12) 『比丘尼伝』卷第一 広陵僧果尼伝 (T50.939c12-22)

元嘉六年(四二九)、外国船主難提有り。師子国しらこな従り比丘尼を載せて来れり。(中略)十年に到りて船主難提、復た師子国の鐵薩羅等十一尼を將しやうつ。

元嘉六年。有外國船主難提。從師子國載比丘尼來。(中略)到十年船主難提。復將師子國鐵薩羅等十一尼。

(13) 『衆經目錄』卷第一 (T55.116-5)

請觀世音消伏毒害陀羅尼經一卷 宋世外國船主竺難提譯

(14) 『三論玄義』(T45.8616-19)

仏滅度後百一十六年に至り、但だ二部有りて名字未だ異執有り。百一十六年、外に船主の兒有り。摩訶提婆と名づく。端正聰明なるも、三逆罪を作し、後、仏法に入るに、凡そ二事有り。

(15) 『大唐西域求法高僧伝』ト (T51.7c15-17)

時に咸亨三年(六七二)、楊府に坐夏す。初秋、忽ち龔州使君の馮孝詮に遇い、隨いて広府に至る。波斯船主と期会し南行す。于時咸亨三年坐夏楊府。初秋忽遇龔州使君馮孝詮。隨至廣府。與波斯船主期會南行。

(16) 『全唐詩』(全二五冊 中華書局 北京 一九八五) 卷四百七(第二冊 四五三三頁)

南方呼波斯爲船主。胡人異寶。多自懷藏。以避強丐。

(17) 段成式撰『酉陽雜俎』卷十六(前掲『四庫全書』一〇四七卷 七四三頁下)

故、波斯謂うに、牙を白暗と爲し、犀を黒暗と爲すと。成式の門下の医人呉士臯、嘗て南海郡に職め、船主、本国にて犀を取るみちを説くところを見る。先に山路に多く木を植えること狙杖の如くす。犀の前脚直にして常に木に倚りて而して息む。木欄折れば則ち起つこと能わずと云う。

故波斯謂牙為白暗犀為黒暗成式門下醫人呉士臯嘗職于南海郡見船主說本國取犀先於山路多植木如狙杖云犀前脚直常倚木而息木欄折則不能起

(18) 紀要二十五号の第五節を参照。『宋史』外国伝、『宋会要輯稿』蕃夷に見える例が七例あり、全てがアラブ、あるいはアラブ方面の人と考えられた。また、南宋になった趙汝适の『諸蕃志』は、海南島にあった「船主」の名を冠したイスラーム教信仰と関係する廟堂のことを伝えている。

(19) 『旧唐書』(全一六冊 中華書局 北京 一九八六) 代宗紀(第二冊 三〇〇頁)

(大曆七年) 秋七月癸巳、迴紇蕃客、長安県令の邵説の乗る所の馬を奪うに、人吏禁すること能わず。  
(大曆七年) 秋七月癸巳、迴紇蕃客奪長安縣令邵説所乘馬、人吏不能禁。

# Western Asian Traders in Song Dynasty China: Focusing on *Fan Ke* (蕃客)

Atsuhiko Momota

The term *Fan Ke* was formed before the sixth century as a word which means foreign guests officially received by the state of China.

However, a Chinese document shows that Arabian traders, who were staying in Quilon, Southern India, were also called *Fan Ke* in the Song dynasty (960-1279).

In the Song dynasty, *Fan Ke* was generally recognized as a word which refers to Arabian Muslim traders, consequently, it is likely that not only Muslim traders who stayed in China, but also Muslim traders who stayed in Quilon were called *Fan Ke*.